

宮古島市社会福祉協議会職員の
特殊勤務手当に関する規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会職員の特殊勤務手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、給与規程第20条2項、非常勤職員就業規則第18条2項、介護職員給与規程、第4条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業手当
- (2) 災害対策要員活動手当
- (3) 災害対策要員勤務手当

(支給額及び支給を受けるものの範囲)

第3条 手当の支給額及び支給を受けるものの範囲は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

第5条 任命権者は、特殊勤務実績簿(様式第1号)を作成し、所要事項を記入して、保管しなければならない。

2 第2条の特殊勤務手当を受ける職員は、その勤務に従事した旨の特殊勤務報告書(様式第2号)を所属長(所属課長及び事務局長)を経て会長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、課長会、役員会の協議を経て会長が定める。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和2年11月27日から施行する。

別表（第3条関係）

手当の種類	支給額	手当を受ける者の範囲
感染症防疫作業手当	1件につき 100 円	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある場所の消毒に従事する職員
災害対策要員活動手当	1回につき 1,000 円	宮古島市社会福祉協議会災害対策マニュアル、災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づく災害対策要員として、災害復旧活動等に従事した職員
災害対策要員勤務手当	1 時間 1,000 円	「災害時における宮古島市社協職員参集マニュアルにより、当該災害事案対応のために勤務を命ぜられた職員

様式第1号（害5条関係）

特殊勤務手当実績簿

所属課名			所属部署名			
職名				氏名		
従事日	手当の種類	従事内容・場所		事務局長印	所属印課長印	従事者印
従事時間、時間数						
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					
年 月 日	感染防疫・災害活動					
: ~ : 時間	災害対策					

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

特殊勤務報告書

供 覧	会長	副会長	事務局長	課長	係長・管理者等
下記のとおり特殊勤務を行ったので報告いたします。					
課名					
部署名					
職名					
氏名		印			
従事期間 及び 場所	時間				場所
	年	月	日	: ~ :	(時間)
	年	月	日	: ~ :	(時間)
	年	月	日	: ~ :	(時間)
	年	月	日	: ~ :	(時間)
	年	月	日	: ~ :	(時間)
	総計	日間 時間			
従事回数		回			
災害名等					
従事内容		感染症防疫作業・災害対策要員活動・災害対策要員勤務			
備考					